

[事案 27-200] 契約者貸付無効等請求

・平成 28 年 6 月 30 日 裁定打切り

<事案の概要>

申立人の元同居人が、勝手に申立人の契約から金銭を引き出したり、解約を行ったことを理由に、契約の存続の確認、金銭の引出しの無効および慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 5 年 8 月に締結した終身保険について、平成 19 年 4 月に分割転換した後、①平成 23 年 9 月の一部解約、②平成 23 年 10 月の転換、③平成 23 年 4 月から 9 月 4 日までの契約者貸付引出し、配当金ならびに解約返戻金の引出し、④平成 23 年 2 月から 9 月までの積立金・配当金引出し、および⑤平成 24 年 10 月から平成 26 年 12 月までの契約者貸付が行われた。これらは、自分が全く知らないうちに、自分の同居人と募集人とが共謀して無断で行ったものであるので、①から⑤はすべて無効とし（請求 1）、③および⑤により支払われた金額を返還し（請求 2）、慰謝料を支払ってほしい（請求 3）。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)③までの積立金の引出し等の手続きについては、届出印等により本人確認した上で行われている。加えて、手続完了後には、手続完了通知等の諸通知が送付されているが、申立人から、本件申立てに至るまで何ら申出がなかったことからすれば、申立人は、一連の支払手続きを当初から認容していたか、少なくとも事後的に追認していたものと考えられる。また、仮に、申立人の意思に基づくものでなかったとしても、当社は手続きにあたって注意を尽くしており、債権の準占有者への弁済（類推適用）として有効である。
- (2)②の転換手続きにおいては、取扱者から申立人あて電話にて加入意思等の確認が行われている。
- (3)取扱者その他の当社職員が、不法行為に該当する行為を行った事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、各手続きが行われた際の経緯や申立人の同居人等の関与の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、①から⑤の取引についての募集人による事務処理は杜撰であったものの、申立人の同居人が①から⑤までの取引について代理権を全く授与されていなかったとの確信はもてず、審査会において適正な事実認定を行うことは著しく困難であることから、業務規程第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定手続を打ち切ることとした。